

タイトル	アメリカ合衆国憲法体制の展開：奴隷主国家の出現
著者	安武，秀岳
引用	北海学園大学人文論集，36：15-62
発行日	2007-03-31

アメリカ合衆国憲法体制の展開

— 奴隷主国家の出現 —

安 武 秀 岳

1. はじめに

2005 年、ショーン・ウィレンツが『アメリカ民主主義の勃興 — ジェファソンからリンカンへ』を出版した^{註1}。これは 1000 頁を超える大著である。このような題名の大著を前にすると、アメリカ史家ならばチャールズ・A・ビアード夫妻の古典的名著『アメリカ文明の勃興』（1930 年）^{註2}の第一部を想起する。実際その内容から察するに、ウィレンツはビアードに代表される、いわゆる「革新主義史家たち」の正統の継承者たらんとしているようである^{註3}。あるいはウィレンツはそれ以上のことをなしたと自負している

^{註1} Sean Wilentz, *The Rise of American Democracy: Jefferson to Lincoln*, W. W. Norton & Company, New York, N. Y., 2005. 彼はこの著書で 2006 年の「バンクcroft 賞」受賞の榮譽を得た。この賞は米国の歴史家に与えられる最も名誉ある賞の一つである。ジョージ・バンクcroft 自身、全 10 巻の合衆国史を書いた歴史家であったが、同時にマサチューセッツ州出身の「ジャクソン派民主党員」であり、対メキシコ戦争時の国防長官でもあった。今日この賞の選考に当って、何らかの学問上の党派的配慮があるのか知るべくもないが、久方ぶりの「ジャクソン民主主義」讃美の大著の出版とあって、この賞はウィレンツのためにこそあったといつてよい。

^{註2} Charles A. Beard & Mary A. Beard, *The Rise of American Civilization*, One Volume Edition, 1930.

^{註3} ショーン・ウィレンツは 1984 年『民衆支配の讃歌』を出版し、当時の「新労働史家たち」の中の最も知的に洗練された若手旗手として、「革新主義史家

のかも知れない。ビアードの著書が実証的総括研究というよりも、脚註なしの概説書であるのに対し、ウィレンツの新著には150頁にも及ぶ詳細な巻末註がつけられた本格的な研究書である。

しかしこの新著はその膨大で詳細な記述内容にもかかわらず、その叙述構想を理解するのはそれほど困難ではない。以下、その構想を簡単に箇条書きにして要約しておく。

- (1) 独立革命期以来、「アメリカ民主主義の勃興」の最も重要な担い手は北部都市の労働民衆であった。
- (2) 彼らは北部の大金融業者や南部の大プランターに対抗して、トマス・ジェファソンやアンドルー・ジャクソンのような「民主的」思想の持ち主を押し立てて、アメリカ政治文化の民主化を推進した。
- (3) しかし南北両地域におけるアメリカ社会全体の民主化の結果、北部の奴隷制度に反対する政治勢力と、奴隷制度をあくまでも擁護する奴隷主階級の指導する政治勢力との、換言すれば北部の「民主主義」と南部の「民主主義」との、二つの「民主主義」が激突し、南北戦争によって奴隷制度が廃止された。
- (4) 従来「革新主義史家」やこれを批判した「コンセンサス史家」のいずれの政治史研究者からも軽視されてきたラディカルな奴隷制廃止運動の扇動者たち、すなわち自由黒人のデイヴィッド・ウォーカーや白人のウィリアム・ロイド・ギャリソンのような、いわゆる「アボリショニスト」の歴史的役割を重視する必要がある。

たち」と「コンセンサス史家たち」との見解の対立を止揚する新たな研究上の地平を切り開こうとしているように思われた。20年後の今日では、彼は「革新主義史家たち」の伝統へと大きく回帰したようである。Sean Wilentz, *Chants Democratic: New York City & the Rise of American Working Class, 1788-1850*, Oxford University Press, 1984. 安武秀岳監訳／鶴月裕典・森脇由美子共訳『民衆支配の讃歌——ニューヨーク市とアメリカ労働者階級の形成, 1788-1850』(上)(下) 木鐸社, 2001年。

- (5) この時期の白人民主主義の発展が、この白人民主主義文明への同化を拒むインディアン諸部族からの土地収奪とこれらの部族の生活基盤の全面的破壊をもたらした事実をも直視する必要がある。

この新著に対して、著名な南北戦争史家エリック・フォーナーは最大の敬意と賛辞を惜しまず、これが「形成期アメリカの政治文化の発展に関するスタンダードになることは確実である」と折り紙を付けている^{註4}。しかしフォーナーも示唆していることであるが、(1) (2)の北部都市の労働民衆や彼らが支持したジャクソン大統領の評価に関しては、近年ローディガーに代表されるような所謂「ホワイトネス（白人意識）」研究^{註5}や、「ジャクソン民主主義」の親奴隷制的傾向を指摘する多くの研究成果^{註6}が十分に組み込まれていないように思える。恐らくこれは、ウィレンツが20世紀前半に隆盛をみた革新主義史学の伝統を再評価し、これに回帰していることと関係している。北部の労働民衆の中にこそアメリカ民主主義文明の興隆の中核的推進力があったという彼の歴史記述構想の中にこのような近年の研究動

^{註4} Eric Foner, "The American Political Tradition," *The Nation*, October 31, 2005. 勿論、フォーナーはウィレンツのジャクソン派民主党に対する過剰な肩入れを指摘して、自己の歴史的展望との違いを示唆することは忘れている。

^{註5} David R. Rodiger, *The Wage of Whiteness: Race and the Making of the American Working Class*, revised edition, 1999 (original edition, 1991), デイヴィッド・R・ローディガー著、小原豊志、竹中興慈、井川真砂、落合明子訳『アメリカにおける人種意識の構築——労働者階級意識の形成と人種』明石書店、2006年。

^{註6} Richard H. Brown, "Missouri Crisis, Slavery, and the Politics of Jacksonianism," *South Atlantic Review*, LXV (Winter, 1966), pp. 55-72, edited in Edward Pessen, "The Jacksonian Pro-Slavery Party," *New Perspective on Jacksonian Parties and Politics*, Boston 1969, pp. 272-289; William G. Shade, "'The Most Delicate and Exciting Topics': Martin Van Buren, Slavery, and the Election of 1836," *Journal of the Early Republic*, Vol. 18, Number 3, Fall 1998, pp. 459-480.

向を組み込むことは容易ではない。この研究史上の問題点については、以下、本稿の主題についての論述を終えたのち、再度論及することにする。

このことと関連して近年、ウィレンツの革新主義史学への回帰とは全く発想を異にする新たな研究動向が顕著になっている。このような研究動向は2004年のアメリカ歴史家協会会長アイラ・バーリンの会長講演からの次の引用文中で見事に総括されている^{註7}。

「アメリカ経済の礎(いしずえ)は奴隷が栽培する農産物によって築かれた。その大量の農産物はタバコ、米、砂糖であり、そして最後に登場したのが綿花であった。奴隷所有者たちはこれらの農産物を国際市場で販売して、英領北米植民地と、その後の誕生間もないアメリカ共和国に莫大な資本をもたらした。最終的にはこの資本が3世紀間に及ぶアメリカの経済発展を支えるインフラストラクチャー創造の基金となったのである。奴隷制度が生み出したこの巨大な富は、奴隷所有者たちが1789年に創設された新たな連邦政府の中で中心的役割を確保することを可能にした。というのも彼らが迅速に自己の経済力を政治力に転換したからである。共和国の建国から南北戦争までの間の大統領の半数以上が奴隷所有者であり、しかも彼らは概して非常に裕福な人々であった。即ちそれはジョージ・ワシントンに始って、トマス・ジェファソン、ジェームズ・マディソン、ジェームズ・モンロー、アンドルー・ジャクソンを経てジョン・タイラー、ジェームズ・ポーク、ザカリー・テイラーと続いたのである。同じことは連邦裁判所に関しても言える。合衆国憲法批准から南北戦争までの大半の期間、奴隷主判事が構成する多数派は、二人の相次いだ奴隷主の首席判事ジョン・マーシャルとロジャー・B・トーニーによって統括されていた。同様のパターンは連邦議会でもみられる。アンテベラム(南北戦争前)期の政治は、連

^{註7} Ira Berlin, "American Slavery in History and Memory and the Search for Justice," *The Journal of American History*, March 2004, pp. 1251-1286 (引用部分は, p. 1257)。

邦議会の支配を巡っての奴隷所有州と非奴隷所有州との間の闘争として展開した。

奴隷所有者階級の力は、彼らに国家指導者集団の中での支配的地位を与えただけでなく、アメリカの文化とアメリカ社会の中核となる価値観を形成する巨大な力をも彼らに与えることになった。」

この総括を読む限り、南北戦争までの合衆国憲法体制は、奴隷主国家であったということになる。このような学界動向はウィレンツの歴史記述構想を完全に否定するものではないにしても、それとは根本的に異質な新たな歴史的総合を志向しているようである。勿論、ウィレンツや革新主義史家たちの業績が示すように、この時期のアメリカの白人社会の中での「民主化」が進行したのは事実であり、「民主主義」の発展史という観点からこの時期の米国政治史を整理して記述することは可能である。白人男性の中での選挙権の有産市民から無産市民への拡大は、確かにアメリカ政治の「民主化」ではある。しかしこの白人男子政治共同体の完成の過程で、ニューイングランド以外の北部諸州では、有産黒人が既特権として持っていた選挙権が完全に剥奪される過程が進行していたのである^{註8}。これらの州で黒人男性が選挙権を獲得するためには、南北戦争の副産物としての1870年憲法修正15条の発効を待たねばならなかった。白人「民主主義」の完成と北部黒人の選挙権の剥奪との同時進行は、南部奴隷主階級の連邦ヘゲモニー確立と不可分に結びついていたのである。黒人市民権の剥奪の動きに対して最後まで抵抗を貫徹したニューイングランド住民こそが、19世紀初頭以来「奴隷主権力」反対の推進勢力であったことは決して偶然事ではない。奴隷主権力が崩壊することによって、全体としての北部黒人たちの選挙権

^{註8} 小原豊志「アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権「改革」の特質——東部旧州における選挙権論議の検討を中心に——」『東北大学大学院国際文化論集』12号、2004年、33頁の「表 アンテベラム期末期（1860年）における諸州の選挙権資格一覧」参照。

獲得の可能性が開かれたのである^{註9}。

革新主義史家たちは、奴隷主階級がこの他の点でもこの時代に支配的影響力を発揮していたという事実を見えにくくしてきたように思える。逆にこの時代が奴隷主国家であったという認識に立つことによって、これまで見えなかった連邦政治の諸々の出来事の関連が見えてくる。本稿ではこのような認識に基づき、周知の概説的な歴史事実を近年の研究成果を踏まえて再構成し、合衆国憲法体制の展開を概観する。その後で21世紀のウィレンツの著書にまで発展した革新主義史家たちが示した北部労働民衆への共感と期待の意味を検討して、現在の学界動向を見定める。

なお本稿でいう合衆国憲法体制とは、この憲法が如何なる階級の支配下で、あるいは如何なる階級が指導する政治文化の下で機能していたかを分

^{註9} 憲法修正15条の直接の目的は南部ではなく、北部の黒人選挙権剥奪状態の解消にあった。かつては奴隷制研究が19世紀黒人史研究の中心であった。近年では20世紀の問題に直接繋がる選挙権等、解放された黒人に対する人種差別へと、研究の重点が移行してきたようである。その結果、日本でも近年の研究者たちは南部奴隷解放と直接関係していた修正13条や14条よりも、新たに人種差別そのものが問題とされた修正15条に注目するようになったようである。小原豊志は黒人選挙権剥奪の問題を、国政選挙の直接的管轄権が連邦政府にではなく、州政府にあるという合衆国憲法体制の国家構造の中で位置づけようとしている。他方、岡部裕は民主・共和の二大政党制が南北戦争後もなぜ存続しえたのかという、すぐれて政治学的アプローチから憲法修正15条の問題に注目している。小原豊志「再建期アメリカ合衆国における選挙権問題——合衆国憲法修正15条の成立過程を中心に」『文学会志』(山口大学)49号、1999年、「建国期におけるアメリカ合衆国における選挙権問題——選挙権におけるフェデラリズム問題」『東北大学大学院国際文化論集』10号、2002年。岡部裕『アメリカ二大政党制の確立——再建期における戦後体制の形成と共和党』東京大学出版会、2005年。

両者の研究から多くの示唆をえたが、本稿の目的は19世紀前半に関する連邦政治研究と北部の人種差別政治の研究とを整合的に理解しようとするものである。

析する観点からの用語法である。このような観点から見る限り、その結果は「無政府主義的」な奴隷制反対論者ウィリアム・ロイド・ギャリソンの史実認識と重なる面が多くなる。但し、このような歴史認識の方法と、合衆国憲法の文言の中に国家変革のための潜在的可能性を探るという当時の人々の政治戦略的議論とは、無関係ではないが次元を異にする問題である。

例えば自由黒人フレデリック・ダグラスの場合、当然、合衆国憲法体制が奴隷主国家であることを、白人のウィリアム・ロイド・ギャリソンやジョン・ブラウン以上に痛切に感じていたはずである。しかしジョン・ブラウンから秘かに奴隷武装蜂起計画への賛同を求められた時、彼は逆にこの計画を中止させようとした（彼がそのような蜂起の成功の可能性を信じなかったからである）。その上で彼は、合衆国憲法の中に奴隷制廃止の潜在的可能性を読み込むことによって、独自のラディカルな立場を固めたのである。勿論これは、非暴力・平和主義による奴隷制即時廃止を扇動するギャリソンとも、奴隷叛乱に活路を求めたブラウンとも、あるいは白人の所謂「政治的アボリショニストたち」とも異なるものであった^{注10}

^{注10} Don E. Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic: An Account of the United States Government's Relations to Slavery*, Completed and Edited by Ward M. MacAfee, Oxford University Press, 2001, pp. 297-301.

当然のことながら、1840年代初頭以来の「政治的アボリショニスト」のサーモン・P・チェイスもまた合衆国憲法と建国の父祖たちの思想の中に奴隷解放の論拠を求めようとした。ただチェイスを含めて「政治的アボリショニストたち」は建国神話に依拠しながら、選挙での「愛国的な」白人票の獲得を目指し、漸進的に奴隷解放を実現しようとしていたので、合衆国憲法体制の持つ奴隷主国家的性格の認識という点では、彼らの言説にやや鋭さに欠けていた面は否定出来ない。Eric Foner, "Salmon P. Chase: The Constitution and the Slave Power," *Free Soil, Free Labor, Free Men: The Ideology of the Republican Party before the Civil War*, Oxford University Press, 1970, pp. 73-102.

2. 奴隷主国家の展開

建国以後48年間、奴隷を所有していない政治家で大統領の任にあったのは、ジョン・アダムズ（在任、1797-1801年）とジョン・クインシー・アダムズ（在任、1825-1829年）の親子だけであり、彼らは1期4年間勤めた後、再選の闘いで敗退した。しかも悪いことにこの二人の大統領は、革新主義史家たちによって、初期共和国の英雄時代における民主化の歴史の潮流に抵抗した守旧派政治家として冷遇されてきた^{註11}。これに対し他の奴隷主大統領はすべて初代ワシントン大統領の先例に従い、2期8年の任期を全うしたのである。まさしくこの期間は奴隷主大統領の時代であった。

1836年大統領選挙以降は、奴隷主階級の大統領職独占の時代は終る。南部奴隷制経済の発展の大波を受けて過剰人口となった南部白人小農民の北西部自由州への流出と、ヨーロッパから北部諸州への移民の大量流入によって、自由州北部の奴隷州南部に対する人口格差が拡大し、南部奴隷主階級はその強大な経済力をもってしても、選挙で大統領職を長期間占有しつづけることが困難になった。しかし奴隷制南部の白人小農民の「中西部」への流入は、南部経済と隣接するオハイオ川北岸地域に、親南部的であると同時に人種差別的な政治文化を再生産した^{註12}。他方「中西部」の中でも、

^{註11} 近年、アダムズ親子に代表されるニューイングランド連邦派の「奴隷主権力」反対の伝統を再評価する注目すべき研究が現れている。例えば、Leonard L. Richards, *The Slave Power: The Free North and Southern Dominion, 1780, 1780-1860*, Louisiana University Press, 2000, pp. 41-5.

^{註12} アメリカ合衆国の人種差別主義は、奴隷制度の前提条件であると同時に奴隷制度の産物でもあり、従って親南部的であった。しかしこの差別感情は奴隷制拡大反対にも結びつく可能性を内包していた。自由土地党から共和党へと継承された「自由な土地 free soil」というイデオロギーは、多くの中西部の白人民衆にとってはあくまでも白人のための「自由な土地」の確保を意味し、奴隷か自由人かを問わず、あらゆる黒人の「西部」への流入を阻止することを意味していた。後の1854年、スティーヴン・ダグラスがカンザス・ネ

イリー運河沿いの西部ニューヨークを経て、オハイオ、インディアナ、イリノイ諸州内の五大湖沿岸に至る地域では、逆にニューイングランド系住民が多数移住し、第二次信仰復興運動の洗礼を受けて、奴隷制反対運動の西部での担い手となった。このような状況の下で出現したのが、民主党とウィッグ党からなる「第2次政党制」である。

この第2次政党制出現のカリスマ的指導者は奴隷主大統領アンドルー・ジャクソン（在任1829-1837年）であったが、彼のために北部諸州の大統領選挙人票を取りまとめたのは、白人男子普通選挙制度が普及していた状況の中で新たに登場してきた一群の職業政治家たちであり、彼らを率いたのがニューヨーク州のマーティン・ヴァン・ビューレンであった。しかし南部奴隷主階級の政治指導力は、ジェファソン時代だけでなく、ジャクソン時代の北部の新興の職業政治家たちにとっても、決しておろそかにすべきものではなかった。

ヴァン・ビューレンは、奴隷主大統領ジャクソンのための北部における支持勢力結集の実績を買われて、ジャクソン大統領の二期目の副大統領になった後、1836年選挙ではジャクソン大統領の強い支持を得て民主党大統領候補に選ばれ、ジャクソンの後継者として大統領に当選した。しかしこの南部奴隷州大統領から北部自由州大統領への政権継承は、決して安易な一本道ではなかった。奴隷制度を巡る国際世論の動向に連動して、国内の奴隷制反対運動が新たな展開を示していたからである。1820年代英国における奴隷制反対運動の高まりは、ついに1833年その植民地における奴隷制廃止にまで結実し、メキシコでも1829年に奴隷制度が廃止された。国内では1829年、北部の自由黒人デイヴィッド・ウォーカーが奴隷解放を叫ぶ

ブルスカ法で主張した「住民主権論」は、西部への奴隷制度の導入を容認するものと見なされ、その結果歴史が示すように、中西部民主党にとって致命的な分裂をもたらすことになる。他方、黒人奴隷を既存の奴隷州に封じ込めておこうとする共和党の政策は、西部の黒人嫌いの白人にも十分に納得のいくものとなったのである。

『ウォーク・アピール』を発刊し、翌年全国自由黒人協会が結成された。北部白人のウィリアム・ロイド・ギャリソンは『リベレーター』を発刊して奴隷制即時廃止の扇動を開始し、南部のヴァージニア州では1831年、実際にナット・ターナーの率いる奴隷暴動が起こり、南部白人は人種戦争の恐怖にとりつかれていた。

このような状況下で、奴隷主階級の利害を代弁する南部の各新聞は、ヴァン・ビューレンの奴隷制問題に関する1819年ミズーリ危機以後の言動を精査し、奴隷制度存続のための忠誠心の表明を執拗に求めた。奴隷制拡大反対の世論の強い北部にあって、一貫して南部奴隷主階級との政治的連合による政権獲得を目指したプラグマティストのヴァン・ビューレンとその一派の評価に関しては、その「親奴隷制的」性格を否定する学説を再構築しようとする先述のショーン・ウィレンツの大著もあるが^{註13}、ヴァン・ビューレンがこの南部各紙の踏み絵に合格して、多くの南部奴隷主の支持を得て大統領に当選したことは否定出来ない^{註14}。彼が「南部の筆頭代理人」と呼ばれたゆえんでもある^{註15}。ヴァン・ビューレン自身は連邦派残党に対する「南部のプランターと北部の共和派平民との政治的団結」として自画自賛し、政党史家たちはこの南北提携工作を「ニューヨークとヴァージニアの同盟」という言葉で説明した^{註16}。その成果は、ヴァン・ビューレン政権初期の民

^{註13} Sean Wilentz, *The Rise of American Democracy*, pp. 512-513.

^{註14} William G. Shade, "The Most Delicate and Exciting Problem," pp. 459-480.

^{註15} Richard H. Brown, "Missouri Crisis," pp. 272-289.

^{註16} Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840*. University of California Press, 1969, p. 237; 安武秀岳「リチャード・ホフスタッター『政党制度の観念』(1960年)紹介」『歴史研究』(愛知教育大学歴史学会)19号, 1972年。

19世紀前半におけるこの南北両州の政治的に卓越した地位は、今日なお使われている両州の誇り高きニックネームからも伺い知ることが出来る。ニューヨーク州がエンパイア・ステイトであるように、ヴァージニア州は

主党議会における「ギャグ・ルール」の定着に最も顕著に見られた。

この「ギャグ・ルール（討論禁止規則）」の発端は1830年代半ば以降、奴隷制廃止を求める連邦議会への請願運動が急激な拡がりをみせたことにある。南部奴隷主階級はこの運動の拡大に危機感をつのらせ、議会下院におけるウィッグ党の元大統領ジョン・クインシー・アダムズの執拗な抵抗を排して、連邦議会における奴隷制反対論議を一切封殺するという議事運

「大統領たちの母」と呼ばれている。両州を結びつけたのは、ニューヨーク市の独特の経済的機能であった。ニューヨーク市は世界システムの中で英国綿工業と米国南部の綿花生産との商業・金融上の結節点であっただけでなく、北部製造業と南部市場との中継商業都市でもあった。さらにこの都市自身の中核製造業である既製服産業の1860年以前の販売市場の50%以上は奴隷制南部にあった。長崎雅樹「19世紀前半アメリカにおける衣服産業の発展——ニューヨークの既製服産業を中心に」『アメリカ経済史研究』、5号、2006年、32頁。

南北戦争前までにこの都市が米国最大の製造業人口を擁するメトロポリスに発展しただけに、この都市の南部市場依存は重要である。近年、米国の経済史家たちは「市場革命」といえば、もっぱら北部農業の商業化との関係で論ずる傾向が強い。しかし合衆国の市場革命を論ずる場合、世界システムの中で異常に発展した南部奴隷制経済が生み出す膨大な国内工業製品市場を捨象しては、その全体像は理解出来ない。奴隷制経済が生み出した工業製品購買力こそが、南北戦争前の南部プランターの連邦ヘゲモニーの維持を支えたのである。このことはすでに1941年、マルクス主義史家フィリップ・フォナーがその若き日の代表的名著『ビジネスと奴隷制』で見事に実証していた事実である。彼はこの「帝国都市」ニューヨークのビジネスマンたちが南部連合と対決せずに、「南部」と「西部」との市場動向を両天秤にかけながら、南北戦争勃発直前まで独立自由都市構想に固執していた状況を鮮明に叙述している。Philip S. Foner, *Business & Slavery: The New York Merchants & the Irrepressible Conflict*, The University of North Carolina Press, 1941.

不思議なことにマルクス主義史学の圧倒的影響力の下にあったと考えられている戦後日本のアメリカ経済史家たちは、このフォナーの名著を無視し続けてきた。そして今日の経済史家もそうである。

営ルールを確立することに成功した。当時の南部におけるアボリショニスト印刷物の郵便配達さし止め問題と合わせて、これは北部の多くの反対派にとっては白人の言論の自由の問題であったが、奴隷叛乱を恐れる南部人にとってはより切迫した治安問題であった。この慣行は第2次政党制確立後の1840年選挙で勝利したウィッグ党政権の下でも存続し、1844年大統領選挙まで続くことになる^{註17}。

建国直後の「第1次政党制」や南北戦争前後の「第3次政党制」と異なり、第2次政党制の下での民主・ウィッグ両党は、南北の各州から選出される大統領選挙人をまんべんなく獲得しようとし、地域政党への特化を回避し、奴隷制堅持という一点で一枚岩となった南部の支持を繋ぎとめようと競いあった。その結果、この二大政党制は南北間の奴隷制度を巡る利害対立を隠蔽することになったのである^{註18}。さらに南北対立が激化し、議会のギャグ・ルールが崩壊した後、「第2次政党制」は衰退過程に入りながらも南北間の利害調整機能を果たし続けた。この政党制は、多元主義的で利害調整型の脱イデオロギーの組織論に立つという点で、20世紀のアメリカ型二大政党制の原型とされてきたが^{註19}、歴史的にはその全国組織を維持し

^{註17} 南部奴隷主階級の利害を代表する政治家たちはこの年の選挙の争点をテキサス併合推進に設定し、1832年と1836年の先例に依拠して民主党の大統領候補選出のための予備選挙における必要獲得代議員数を三分の二とする高いハードルを設けることに成功した。これを踏まえて彼らは、第1回投票で過半数を制した「併合」反対派のヴァン・ビューレンの大統領候補選出を阻止し、テキサス併合推進を主張するジェームズ・ポークを大統領候補に選出し、ウィッグ党のヘンリ・クレイを破って大統領に当選させ、テキサス併合を実現させた。このような南北調整役を果たして来た両党の領袖が排除される過程で、いわば南北・超党派の職業政治家たちの間の紳士協定ともいうべきギャグ・ルールは機能しなくなったのである。

^{註18} 但し北部の「奴隷主権力」反対派がホイッグ党内に、南部の奴隷制擁護強硬派が民主党に各々浸透し、時の経過と共にその浸透度を強めていったことは、その後の政党再編の帰趨を見通すために指摘しておくべきことである。

^{註19} Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System*, pp. 239-252; 安武秀岳

ながら奴隷主階級の既得権益を堅持する役割を演じ、その役割を演じきれなくなった1850年代に崩壊した。これにとって代ったのが北部中産階級を主体とする「奴隷主権力」反対を掲げるイデオロギー政党としての共和党の出現である。

アメリカ合衆国の連邦権力のあり方を検討するに際しては、大統領職と議会における党派抗争と並んで、三権分立のもう一つの柱である連邦最高裁判所の存在を無視することは出来ない。連邦最高裁判所の首席判事ジョン・マーシャルは1801年から1835年までその任にあり、その後ロジャー・B・トーニーが南北戦争中までその任にあったが、この二人とも南部の奴隷所有者であった。南部の奴隷所有者階級は19世紀に入って南北戦争中まで、奴隷に対する所有権をこの二人の首席判事によって保障されていたのである^{註20}。特にトーニーは「悪名高い」ドレッド・スコット判決で奴隷所有者たちの奴隷に対する所有権を積極的に擁護した。しかし、この首席判事たちは決して恣意的に奴隷に対する財産権を保証したのではない。後に詳述するように連邦憲法を素直に読み、南北戦争前までの慣行を共和党の反「奴隷主権力」イデオロギーにとらわれずに覚めた目で観察する限り、少なくとも主観的には彼らは誠実に憲法の文言に従って奴隷所有権を擁護していたと判断してよい。奴隷制の悪を北部世論に訴えることによって大統領に当選し、最終的には奴隷解放宣言を発することになるリンカンでさえ、奴隷州における奴隷所有権の合憲性を承認していたのである。さらに

「リチャード・ホフスタッター」。

^{註20} マーシャルに関しては、奴隷は所有していたものの、いわゆる「プランター」奴隷制農園主ではなかったこと、彼が北部の連邦派大統領ジョン・アダムズによって最高裁判所首席判事に任命されたこと、合衆国銀行の利害を積極的に擁護した点で、奴隷制南部のプランターよりも、北部の商人エリートたちによって支持されていたことは当然指摘しておくべきであろう。しかし彼が南部ヴァージニア出身の奴隷主裁判官として奴隷制の合憲性を否定できる立場になかったことは言うまでもない。

決定的に重要なことは、南北戦争開始から1年後の1862年4月までリンカン政権下でも連邦政府の直轄地である首都ワシントンDCにおいて、奴隷制度が存続しつづけた事実である。当時すでに多くの奴隷州が連邦議会から離脱していたので、リンカンと北部の世論にその意志があり、最高裁判所がそれを容認すれば、論理的には戦争勃発と同時に首都の奴隷制度を廃止することもできたはずである。しかし首都における奴隷制度は建国以来、国制として確立していたのである。

1820年「ミズーリ妥協」後の、同じ合衆国政府の直轄地であった北西部準州の場合、そこで奴隷制度が禁じられていたかどうかは、「ドレッド・スコット」裁判における憲法上の重要な争点であった。しかしフェーレンバッカーによれば、1803年の「ルイジアナ購入」時点で、「奴隷制度はそれまでに連邦法によって排除されていなかった連邦準州においては合法である、というルールがすでに受け入れられていた^{注21}。」

1820年の「ミズーリ妥協」は、奴隷制度と関税政策を巡る権謀術数の中での利害調整のための当面の妥協策に過ぎなかった。ミズーリ準州における奴隷制の存在という既成事実を承認する法案と、今後36度30分以北では奴隷制を禁じるという法案とを一括採決すれば、成立する見込みが立たなかったため、両者を分断して採決することによって南北各々の強硬派を孤立化させるという立法技術上の術策によって達成された。これは決して

^{注21} Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic*, p. 260. ジェファソンがナポレオンから「ミズーリ購入地」の割譲を受けた時、条約の中にこの地域の奴隷所有者の奴隷に対する所有権を保護するという文言が入れられていた。この文言がその後の連邦政治にどの程度、影響力があったかについては研究者の中に評価の違いがあるものの、南部の奴隷所有者階級が1819年ミズーリ危機に際し、ミズーリ準州における奴隷制の存在という既成事実を北部に認めさせる前提条件となったことは否定出来ない。Douglas R. Egerton, "The Empire of Liberty Reconsidered," James Horn, Jan Ellen Lewis, & Peter S. Onuf, eds., *The Revolution of 1800: Democracy, Race, & the New Republic*, University of Virginia Press, 2002, pp. 309-330.

ブロックとしての南部と北部との間の「ミズーリ協定」ではなく、一部の利害関係者間の取り引きの結果であり、まさしく「ミズーリ妥協」だったのである。その上「ミズーリ購入地」での「36度30分」規定の適用が深刻な現実の政治問題になるのは、30年以上後の1854年カンザス・ネブラスカ法制定の時であった。鉄道建設など思いも及ばなかった「妥協」当時の一般の人々は、それらの地域での開発が進み州になるのは、さらに先のことであると考えていた。しかも時のモンロー大統領の出身州であるヴァージニアの大半の連邦議会議員たちはこの36度30分条項に最後まで反対していたのである。その意味で、この規定は遠い将来の問題に関する何ら憲法上の保障のない空約束立法になる可能性を秘めていた。ジェファソンは一世代ごとに憲法を完全に作り替えることが望ましいと考えていた。憲法でもない議会立法で一世代以上先のことで決めてしまうのは無意味であるというのが、ジェファソンらのこの妥協に対する立法手続上の反対論であった。

実際、「ドレッド・スコット」裁判で最高裁首席判事トニーは、ミズーリ妥協がカンザス・ネブラスカ法という議会立法によって廃棄された現実を踏まえて、ミズーリ妥協そのものを違憲であるとの判決を下したのである。1860年大統領選挙でリンカンの共和党が勝利し、南部奴隷主階級が反逆し、奴隷主国家としての合衆国憲法体制が解体したあと初めて、ワシントンDCに続いて、1862年6月19日議会立法により最終的に準州における奴隷制度が廃止されたのである。これを受けてリンカンは翌月の22日に奴隷解放宣言と黒人の連邦軍への編入を閣議で論議し始め、9月22日には奴隷解放予備宣言を行うことになる。

この一連の経緯は、最高軍事司令官としてのリンカンが憲法上ではなく軍事上の必要から、言わば戦時革命として南部奴隷制廃止を実現する直前になって、ワシントンDCと準州の奴隷制廃止がやっと実現したことを意味する。換言すれば、合衆国憲法体制が内乱状態に陥り、保護を求める奴隷たちの連邦軍内への逃亡が相次ぎ、さらに連邦議会内で、もはや連邦政府による憲法改正手続を後回しにした軍事的奴隷解放なくしては、連邦秩

序の回復は不可能であるとの認識が強まる中で初めて、ワシントンDCと准州の奴隷制廃止も実現したのである。フェーレンバッカーはこのような連邦維持から奴隷解放へのリンカン政権の憲法上の政策転換を「共和党革命」として捉えている^{註22}。

奴隷制度は「独特の制度 *peculiar institution*」ではあったが、決して時代遅れの特異集団のために許容された例外的な制度ではなく、連邦国家アメリカ合衆国の正統の公認の制度だったのである。特に合衆国政府が対外交渉で奴隷制問題に係わる紛争に当るとき、この国家は奴隷主国家としての性格を全面的に打ち出すことになった。フェーレンバッカーのこの点についての建国から南北戦争にまで至る一貫した記述は、本稿では紹介しないが特に説得力がある。

21世紀に入って、死後間もなく遺作として公刊された上記フェーレンバッカーの著書によって、我々はこれらの諸々の事実を全体として展望することができるようになった^{註23}。なぜ歴史家たちがこのような事実に全面的に向き合おうとしなかったのかは後に再度言及するが、ここではただ一つだけ重要な歴史事実を指摘するに止める。すなわち「奴隷解放宣言」によってこの奴隷主共和国に終止符を打ったリンカンと彼の仲間たちは、自己の政治行動の歴史的正当性を強調するため、意図的に合衆国憲法体制の持つ奴隷主国家としての過去70年間の歴史事実を軽視し、この体制の唯一の正統の継承者をもって任じることによって政権を獲得した。彼等は多分無意識的に新たな連邦共和国神話を創造し歴史に残すことになったのである。より具体的に説明すれば、民主党から脱党して「自由土地党」を結成していた中西部の「ジェファソン主義」の政治家たちが、1854年カンザス・ネブラスカ法制定後、リンカンらのウィッグ党員が逡巡している間に、即

^{註22} Fehrenbacher, "Republican Revolution," *The Slaveholding Republic*, pp. 295-338.

^{註23} 本間長世は『正義のリーダーシップ——リンカンと南北戦争の時代』(NTT出版, 2004年)の中でこれを逸早く巧みに利用している。

座に民主党支持勢力を基盤に新党を結成し、19世紀初頭のジェファソンと彼の後継者たちが君臨した「ヴァージニア王朝」政権の下での史実に反して、自分達の奴隷制封じ込め政策をジェファソン主義の延長線上に位置づけ、「共和党」という自らの党派名まで旧ジェファソン派から借用していたのである^{註24}。その後にリンカンらのウィッグ党員がこの党に加担し、その指導権を確保した。このような錯綜した経緯もあり、20世紀の日米の多くの歴史家たちにとって、この連邦共和国神話の呪縛から逃れることは決して容易ではなかったのである^{註25}。しかしもはや今日では、先のアイラ・バーリンの講演が示すように、アメリカの歴史学界は全体としてみて、この呪縛から解き放たれたといっている。

3. 合衆国憲法と奴隷制度

「われら合衆国人民は…この憲法を制定する」——1788年に批准されたこの合衆国憲法の冒頭の一節は、この憲法が世界史上最初の人民主権に立つ近代成文憲法であることを宣言したものとしてあまりにも有名である。憲法案制定会議が連合会議や諸州の議会を実質的に飛び越えて、その批准のため各州の「人民」選挙による憲法批准会議の招集を提案し、その批准を経て合衆国憲法が成立したという経緯は、このことを正当化するもので

^{註24} 中西部の多くの民主党支持者たちは伝統的に親南部の「ジェファソン主義者」であり、奴隷制廃止論者を嫌悪したが、同時に黒人嫌いであった。それ故、彼らは黒人奴隷の西部への流入の可能性を開くこの新法を断じて許すことが出来なかったのである。

^{註25} 山本幹雄『大奴隷主・麻薬紳士ジェファソン——アメリカ史の原風景』（阿吽社、1994年）は、思想史的問題設定の限界と、そのあまりにも道徳主義的な叙述スタイルと独断にもかかわらず、日本における先駆的ジェファソン神話破壊という点で評価すべきである。インディアン問題に関する神話破壊としては、すでに1978年に島川雅史「ジェファソンとインディアン問題」『アメリカ研究』12号が発表されていた。

あった。しかし問題はそれからである。「われら合衆国人民」とは、一体、誰のことだったのか。ごく僅かな例外はあったとしても、実質的に財産をほとんど所有していない黒人・女性・無産の白人男性はこの憲法の制定に参加しなかった。総じて言えば、ここにいう「合衆国人民」とは有産白人男性であった。このような人々によって創造された合衆国憲法と、その制定直後の1791年に批准された憲法修正10箇条とは、彼らのコンセンサスを練り上げたものであり、両者は合衆国憲法体制の確立を説明するために一体として理解されるべきものである。これまでの日本における米国独立革命史の叙述では、後者の修正条項はいわば「後の祭り」の話として軽視されることが多かった。しかし斎藤眞はこの一体的理解の必要に特に注意を喚起している。憲法修正10箇条は合衆国憲法の「権利の章典」と言われる如く、イギリス名誉革命以来、今日まで継承されている近代的人権規定を再確認したものとされている。しかしこの「権利の章典」には、この一般的人権規定だけでなく、建国後70年間のアメリカ合衆国における諸階級間の権力関係を規定する重要な条項が組み込まれていたのである。なお以下、本稿で引用する合衆国憲法とその修正条項はすべて斎藤眞訳「アメリカ合衆国憲法(1776年)」に依拠する^{註26}。

憲法修正第2条には「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保蔵しまた携帯する権利は、これを犯してはいけない。」という規定がある。今日ではこの規定は銃砲規制に反対する全米ライフル協会の金科玉条となっている。さらにこの規定は、米国がベトナム戦争中のゲリラ闘争に手を焼いた教訓から、独立革命中のゲリラ闘争の軍事的意義を再評価する中でも注目された。しかしこの規定は当時の政治指導者たちにとっては、より直接的な利害が存在していた。条文中の「自由な国家の安全」という時の「自由な国家 a free state」とは何か。抽象的な国家一般ともとれるが、当時の連邦国家構造の下での、「国家」としての

^{註26} 斎藤眞訳「アメリカ合衆国憲法(1776年)」宮沢俊義編『世界憲法集』岩波書店、1976年。

「州」とも読める条文になっている。斎藤の解釈によれば、「この条項は軍事力を連邦政府にのみ独占させず、各州も潜在的軍事力を確保することを意味する。さらに、修正第 10 条『この憲法によって合衆国に依託されず、また州に対して禁止されなかった権限は、各州または人民に留保される』という留保権限 (reserved powers) の規定も、各州の権限の確認にほかならない。」^{註27} 憲法制定を巡って権力闘争を展開していた大半の政治家たちにとって、この州の権限とその軍事力を保障する規定が、将来、如何なる人々の利害に、如何なる形で貢献することになるのかを正確に予測することは不可能なことであった。従って独立革命史家斎藤もそれ以上の言及を慎重に差し控えている。しかし、この規定が憲法修正後、早くも 1798 年、ジェファソンやマディソンのようなヴァージニア・プランターたちが、外国人・治安諸法に抵抗する際、彼等に「潜在的軍事力の確保」を保障する機能を果たしたことは間違いない。さらにその後、南北戦争までの長期的文脈の歴史の中で回顧すれば、この規定が北部の商工業利害が推進しようとした中央集権的経済政策に対する南部奴隷主階級の抑止力として機能したことも否定できない^{註28}。最終的には、奴隷主階級がこの「権利の章典」を拠り所に連邦を離脱して南部連合を形成し、さらにはサムター要塞に対する砲撃を開始したのは周知の事実である。

さらに憲法修正 5 条の末尾に「また正当な法の手続 (due process law) によらないで、生命、自由、または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を公共の用途のために、徴集されることはない。」

^{註27} 斎藤眞『アメリカ独立革命史研究——自由と統合』東京大学出版会、1992 年、272-273 頁。

^{註28} 南北戦争までの長期にわたって、南部の奴隷主階級が連邦政治の主導権を保持し続けたので、北部諸州がこれに抵抗するためにこの憲法修正条項に依拠した事例も、個別的には多々ある。例えば、1850 年の妥協の結果、逃亡奴隷法が制定された時、北部諸州が人身保護法を制定して、これに抵抗した場合はその一例である。

とある。これは今日の日本人にとってはあまりにも常識的な文言ではあるが、これこそが当時の「人間の権利」の基軸概念であり、これなくしては、恐らくこの憲法修正10箇条が後に合衆国憲法の『権利の章典』として賛美されることはなかったはずである。この条項こそ、その後今日に至るまでのアメリカ資本主義発展の要石となってきたと言ってよい。このような条項が当時の有産白人男性によって作られたという点で、合衆国憲法は正しく世界史上最初のブルジョア成文憲法であった。

しかしこのブルジョア憲法が保障しようとした「財産」について吟味しようとする、近代的所有権とは何かという大問題に直面する。特に問題となるのは奴隷という人間に対する所有権は、はたして18世紀近代ブルジョア的人権概念の範疇に組みこめるものなのかどうかである。浜忠雄の研究によれば、奴隷制廃止という思想は1789年のフランス革命の人権宣言から自動的に演繹されたものではなく、1794年のジャコバン革命政府の奴隷廃止宣言も、サン・ドマングにおける奴隷叛乱という実力による奴隷制廃止を既成事実として追認したものにすぎず^{註29}、この宣言もフランス革命を継承したナポレオンによって1802年に廃棄されたのである。しかもそのナポレオンは1804年「フランス民法典」制定によって、単なる軍事独裁者としてだけでなく近代ブルジョア憲法制定者としてその名を世界史に残すことになったのである。どうやら、近代ブルジョア的人権概念と奴隷制度とは共存しうるものと考えられていたようである。但しフランスやイギリスの場合、奴隷制度は本国内の制度ではなく、それが経済的にいかに重要であったとしても、本国経済の補完的的制度にすぎず、ウォーラーステイン風に言えば周縁地域の周縁的経済制度であった。従って、多少の軋轢はあったとしても、この制度が原因となって、本国が内乱を経験することはなかったのである。

しかし独立直後のアメリカ合衆国にとって奴隷制度は国外の植民地の制

^{註29} 浜忠雄『カリブからの問い——ハイチ革命と近代世界』岩波書店、2003年、69-126頁。

度ではなく、本国そのものの制度であった。従って、アメリカ合衆国憲法制定に際しては、奴隷制度を存続させる以上、周到にその法的根拠を整備しておく必要があったのである。

1787年の暑い夏、フィラデルフィアでの合衆国憲法制定会議で激論が闘かわされていた丁度その時に、ニューヨーク市で開会中の合衆国連合会議では、オハイオ川以北のいわゆる「旧北西部」には奴隷制度を導入させないという決定が行われた。この決定は新憲法制定後も多少の異論があったものの、結局遵守されたという点に鑑みて、合衆国憲法の中に組み込まれたとみなしてよい。ただこの北西部条例をもって南部奴隷州の一方的譲歩とみなすのは早計である。その後の史実に照らしてみても、南部諸州は暗黙の了解としてオハイオ川以南における奴隷制を容認したものと理解し、実際その後この川の南に関して言えば、1792年ケンタッキー、1796年テネシー、1817年ミシシッピー、1819年アラバマで奴隷州の設立が続いた。

合衆国憲法の条文の中には「奴隷」という文言は存在しない。これをもって、後の共和党のイデオログとなる人たちは、憲法を制定した「建国の父祖たち」が奴隷制度を悪とみなしていたと主張し、これを自己の奴隷制廃止論の中に組み込んだ^{※30}。この主張は彼らの党派的扇動の論拠としては極めて有効であったが、憲法の文言を忠実に精査すると、憲法制定者たちが奴隷所有者たちの奴隷に対する所有権をこの憲法のブルジョア的所有権の範疇の中に堅固に組み込んで保護していたことは明らかである。その事例を以下、二、三例示する。

1. 第4条第2節[3項]には、「何人も一州においてその法律の下に服役または労働に従う義務ある者は、他州に逃亡した場合でも、その州の法律

^{※30} このような正当化論の論理構成に貢献した最も有名な政治家は、アボリショニストのための弁護士役から出発し、最終的にはリンカン政権の財務長官として全国銀行法制定に貢献することになるサーモン・P・チェイスであった。Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men*, pp. 73-102.

または規則によって、右の服役または労働から解除されるものではなく、右の服従または労働に対して権利を有する当事者の請求に従って引渡されなくてはならない。」という文言がある。

ここに言う「一州においてその法律の下に服役または労働に従う義務ある者」とは、囚人だけでなく奴隷をも意味し、「右の服従または労働に対して権利を有する当事者」とは具体的には奴隷所有者を意味するものであった。ここでは奴隷主の奴隷に対する所有権は明らかに近代的所有権として保護されるべきものとされていたのである。「1850年の妥協」によりカリフォルニアを自由州として編入するに際して、南部側がこの「逃亡奴隷条項」を盾に、各州に逃亡奴隷の返還を強制する「連邦逃亡奴隷法」の制定を求め、北部側もこれに同意せざるをえなかった。勿論これは、南部奴隷主階級の結束した政治力を尊重せざるをえなかったからではあるが、同時に南部の主張の憲法上の正統性を否定できなかったからでもある。

また第1条第2節[3項]には、「下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される。各州の人口とは、自由人の総数を取り、この中には年季服役者を含ませ、納税の義務のないインディアンを除外し、それに自由人以外のすべての人数の5分の3を加えたものとする。」という文言がある。ここに言う「自由人以外のすべての人数の5分の3を加えたものとする」という条文は、下院議員数と直接税を各州に割り当てる際には、その基礎人口数の中に黒人奴隷人口をその5分の3だけ加算することを意味していた。

この条項は植民地時代以来、生産労働に従事する奴隷数が少なく、独立後奴隷制廃止立法を制定しつつあった北部諸州と、奴隷制農業に大きく依存し、奴隷制度を堅持していた南部諸州との妥協の産物であった。しかもこの下院議員数の各州への配分数がそのまま自動的に、各州2名割り当ての上院議員数を加えて、大統領選挙人の各州への割り当てに算入することになっていた。この規定は、特に南北それぞれの自由人の人口数がほぼ拮抗していた建国直後の連邦政治においては、南部諸州の政治的優位を保障することになったのである。いずれにしろ、合衆国憲法の連邦選挙規定が

奴隷制の存在，奴隷所有の正当性の是認を前提に定められていたことは否定出来ない。

また第1条9節[1項]には、「現在の州が，入国を適当と認める人々の来住および移住に対しては，連邦議会は1808年以前においてこれを禁止することは出来ない。しかし，その輸入に対しては一人に対し10ドルを超えない租税もしくは入国税を課することができる。」という文言がある。

17世紀以来ヨーロッパからの移住民を受け入れて発展してきた当時のアメリカ合衆国において，ヨーロッパ系白人移民の流入禁止はここでは問題になりえなかった。この条項の対象も黒人奴隷であり，その輸入であった。独立革命中すでに北部では，奴隷貿易廃止の運動が始っており，1776年『独立宣言書』草案の中でも，イギリス国王が犯した数々の罪悪の一つとして，彼が植民地に奴隷貿易を導入した事実があげられていた。しかし大陸会議で決議された実際の『独立宣言』からはこの一節は削除されている。独立運動の指導者の多くが奴隷制農場経営に従事しており，北部の商人たちも奴隷貿易に関与していた事実を鑑みて，彼らが歴史的に奴隷貿易による恩恵を受けていたことは否定し難く，この削除は当然の成りゆきであった。

ただ当時，カリブ海地域の奴隷制砂糖農場がアフリカからの大量の奴隷の絶えざる補充輸入によって繁栄していたのとは異なって，北米大陸の奴隷制経済の中心地チェサピーク湾地域の場合，奴隷制農業の発展は既に輸入されていた奴隷人口の自然増加に大きく依存していた^{註31}。特に大プラン

^{註31} かつてはアメリカ合衆国の人種差別の特異性はしばしばプロテスタント的政治文化とカトリック的政治文化の違いから説明されることもあったが，これも近年ではこの奴隷労働力の補充様式の差異から説明されるようになっている。

多数の混血の人々の存在にもかかわらず，黒人と白人という二大カテゴリーに恣意的かつ厳密に区分するという特殊アメリカ合衆国的ともいえるべき人種差別文化は，多少ともラテン・アメリカの奴隷制度に関する知識を持つ

ターの場合、国際的タバコ価格の低下傾向の中で、大量に保有している奴隷をいかに効率的に酷使して経営改善するかが差し迫った課題であった。彼らにとって新たな奴隷輸入に頼る必要はなく、純粹に経済的利害計算からすれば、新たな大量の奴隷輸入は自己の所有する奴隷の市場価値を低下

研究者には説明に戸惑う事実である。高橋均によれば、歴史上、外部社会からの絶えざる奴隷輸入に頼っていた奴隷制度の下では、その制度が人種差別と結びつく必然性はなかった。そこでは、奴隷主と奴隷との違いは、「人種」などという抽象概念にたよらずとも、言語その他の文化的事実として厳存していたからである。アメリカ合衆国の場合そうではなかった。説明を単純化して言えば、他国者（高橋の言う「エグザイル」）ではない、その社会の中で生まれて来る「クレオール」化した奴隷人口の労働力に大きく依存していたからこそ、アメリカ合衆国南部では、その支配構造を正当化し安定させるために極度に恣意的な人種差別的な政治文化が強化されたということになる。南北アメリカの奴隷制度に関する比較研究を踏まえた高橋の手の込んだレトリックは、正直、細部まで理解出来たかいささか心もとないが、その論旨には説得力がある。高橋均「南北奴隷制比較論」『アメリカ史研究』28号、2005年、5-22頁。

ジェファソンの異常とも見える人種差別意識もこの観点から再検討出来るのである。19世紀に入ってからジェファソンの奴隷制農園経営の「奴隷飼育業」への傾斜と彼の奴隷主としての階級的利害の顕在化との関連がしばしば指摘されているが、「奴隷飼育」自体は植民地時代以来の北米奴隷制度の本質的部分である。その違いは飼育した奴隷を農園内で使役するか、遠い新開拓地の農園主に売るかどうかの違いにすぎない。彼は『ヴァージニア覚書』（1784年）の中で、奴隷飼育の現場で奴隷主の息子が奴隷の子供に対して残酷に振舞うことを親から見習っている現状を憂慮し、奴隷制度がもたらす奴隷主の息子たちに及ぼす道徳教育上の弊害を指摘している。にもかかわらず彼自身、奴隷飼育を止める意志は全くなかった。ジェファソンの有名な「人祖多元論」は、彼と奴隷主階級のこのような生活の現実を弁明する機能を果たしていた。T・ジェファソン著、中屋健一訳『ヴァージニア覚書』岩波文庫、1972年、249-250、292-295頁。ジェファソンの黒人論と人祖多元論については、清水忠重『アメリカの黒人奴隷制論——その思想史的展開』木鐸社、2001年、55-64頁を参照。

させる恐れすらあった。このような南部大プランターの利害に基づく奴隷貿易批判は19世紀に入っても存続することになる^{註32}。

奴隷制大農園主たちの中に、奴隷貿易批判の意見があったとしても、それはそれなりに経済的に見れば、合理的判断に基づくものであったといっていよい。『独立宣言』起草委員会の中で実際に宣言草案を執筆したトマス・ジェファソンがヴァージニアの大プランターであったとしても、奴隷貿易反対の世論が強まりつつあった北部との協調による独立戦争遂行という喫緊の課題に直面していた状況でもあり、奴隷所有者階級の一員としての彼の行動は必ずしも自己破壊的ではなかったのである。

この草案の執筆者ジェファソンが生涯、南部、特にヴァージニアを代表する政治指導者でありつづけたという事実から判断して、アメリカ合衆国の奴隷主階級の中では積極的な奴隷貿易推進のコンセンサスは確立しておらず、その意味で全体として彼らの奴隷貿易に対する態度はアンビヴァレントであったといっていよい。

独立革命期の啓蒙的大プランターは、18世紀後半の経営不振に直面した結果、奴隷制そのものに批判的になり、彼らの奴隷貿易批判がその現れであったという短絡的な説明をよく聞く。しかし、彼らの階級的利害から分析すれば、論理は逆である。資本主義的世界システムの周縁の奴隷制農園内の日常的抑圧は、中枢地域である西欧の識者たちの目に直接ふれること

^{註32} 後に奴隷輸入推進の急先鋒となるサウスカロライナ州ですら、合衆国憲法制定当時から1803年までの間、州法で奴隷輸入を禁止していた。フェーレンバッカーによれば、これは、沿岸地方の大プランターが奴隷の大量輸入による奴隷の資産価値と綿花価格の下落を恐れていたからである。しかしこの州の場合、内陸地方の「農民」の奴隷輸入要求が強まってこの禁止法が廃止された。同じ1803年、連邦議会は当時奴隷叛乱状態にあったフランス領西インド諸島からの自由黒人や黒人奴隷の流入の恐れから、上記サウスカロライナのような禁止法のある州への奴隷輸入を禁じた。この連邦法制定を最も強く求めたのは北部ではなく、南部諸州であった。Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic*, pp. 141-142.

のない海の彼方の「未開の地」の話であった。これと対比して奴隷貿易の中枢基地は大西洋両岸の海港都市にあった。輸送中、鉄鎖に繋がれた黒人奴隷の虐待だけでなく、船倉内の過密と不衛生に起因する疫病はしばしば白人乗組員の生命すら奪うほど悲惨なものであった。海港都市で商業活動に従事している住民にとって、これは目を閉じてしまうわけにはいかない彼等自身の問題であった（クエーカー教徒たちが心の「内なる光」に照らして奴隷貿易反対の声を挙げたのは事実であるが、彼らの指導層の多くが海港都市の商人であったことにも注目すべきである）。このような情報は、開かれた世界の経済情報の発信地でもある海港都市から各国のメトロポリスを経由して西欧諸国全体に流布していた。このような情報に基づき奴隷貿易商人を悪の権化に仕立てあげ、アフリカの無垢の民を誘拐したのも、新大陸に奴隷制が存在するのも、諸悪の根源はすべて奴隷貿易商人の所業にあるという言説が構築された^{注33}。このような論拠に基づく奴隷貿易禁止は、啓蒙的大プランターの当面の経済的利害にも合致していた。とはいえ、一旦、大プランターが奴隷貿易批判を始めると、ベンジャミン・フランクリンのような職人あがりの中産階級のイデオログたちが、その論理を奴

^{注33} この言説は奴隷輸入に頼らずに、しかも国内で奴隷制経済を拡大させようとした人びとには都合の良いストーリーである。実際、南部の要求を容れてミズーリ州における奴隷制を是認した1820年のミズーリ妥協で、同時に合衆国内に奴隷を持込もうとした者を死刑という極刑に処すという条項が付加された。Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic*, p. 152.

奴隷貿易商人の場合、商業資本の常として、別の代替取り扱い商品があれば容易に営業転換することが出来た。他方、奴隷という人格に固定資本を投下していたプランターにとって、奴隷制廃止は自らの階級の自己否定となる。前述の倒錯した規範意識は、初期ブルジョア国家内でのこのような利害状況の産物であった。ジェファソンは、この奴隷制に関する規範意識を「ヴァージニアにたまたま受け入れられている特殊な慣行や生活様式は如何？」という責任回避的問題設定として表現している。ジェファソン『ヴァージニア覚書』、292頁。

隷制自体に対する批判へと発展させ、その批判が奴隷解放運動、さらには奴隷制廃止へと展開することは必至であった。これが当時の啓蒙的プランターが直面した最も深刻なディレンマであった^{註34}。

このディレンマが、合衆国憲法の第1条9節[1項]の奴隷貿易に関する条項の中にも現れていたのである。要するに、今は奴隷貿易を正当な商業行為として認める。20年後にはまたその時に考えるというのである。世界史上最初の近代的成文憲法として聖典視されている国家基本法としては、何とも優柔不断な条項である。これが当時の憲法思想であった。

^{註34} ジェファソンは全権大使としてのフランス滞在中、フランスの知識人向けに『ヴァージニア覚書』を執筆した。彼はその中の黒人奴隷制論で、自己弁護のためこのディレンマから絶望的脱出を試み、黒人は生物学上、白人とオラウタンとの中間に位置するような別人種であるかの如く記述していた(ジェファソン『ヴァージニア覚書』, 249-251頁)。清水忠重によれば、これは当時新しく登場していた「人祖多元論」の立場に立っており、勿論これは当時のキリスト教信仰や西欧の啓蒙思想の常識を著しく逸脱するものであった(清水忠重『黒人奴隷制論』55-64頁)。

この覚書はジェファソンの公人として奴隷制問題に対する政治活動の未来を予告するものであった。彼は全権大使として渡仏直前の1784年の連合会議の専門委員会で全準州での奴隷制度廃止を提案したが、これは採択されなかった。これが公人としての彼のいわゆる「奴隷制批判」の限界であった。1787年に制定された実際の北西部条例では、南部奴隷所有者階級の利害を配慮し、奴隷制度の禁止条項はオハイオ川以北の「旧北西部」に限定されることになった。1801年に大統領に就任した後のジェファソンは奴隷制の西部拡大を是認し、さらにその後、この拡大によって奴隷制度の弊害が是正されるという欺瞞的言説に頼るようになった。フェーレンバッカーは、ジェファソン大統領は「機能的には親奴隷制的であった」と断定している。Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic*, pp. 254-260.

結局、大半の啓蒙的大プランターにとって残された最善の策は、何とか奴隷貿易批判と奴隷制批判を分断し、奴隷貿易を禁止し奴隷制度を堅持することであった。これが後述する如く、合衆国憲法制定から1808年奴隷貿易禁止法に至る歴史過程であった。

しかしここで議論を打ち切らずに、20年後にどう決着がつけられたかを見届けておく必要がある。結論から言えば、時の大統領トマス・ジェファソンの意向もあって、1808年奴隷貿易の全面禁止という形で決着がついた。ただこの決定過程では南北の深刻な意見の対立が顕在化していた。

この20年間にアメリカ合衆国の奴隷制度を取巻く国際環境が大きく変化していた。既に言及した如く1790年代のフランス革命中、サン・ドマングで奴隷反乱が起こり、黒人奴隷たちは独立共和国建設の方向を示し始めていた。これに対し、ジョン・アダムズ大統領の連邦派政権はニューイングランドの商人資本家階級の利害を代弁し、現地を支配していた黒人勢力との直接貿易を実現するため、英国軍との共同作戦を計画し、この黒人勢力と協調する姿勢を示した。この黒人勢力との直接取引の姿勢は、当然のことながらフランスの鋭い反発を招くことになった。当時フランスは、現地の奴隷解放の現実を認めたものの、宗主国として植民地領有権だけは堅持しようとしていたのである。この国際的対立の中でアダムズ連邦派政権は国内の親仏勢力を一掃するために、1798年外国人・治安諸法を制定した。この法律は北部内部でもイギリス嫌いのアイルランド系住民をはじめ、イギリス系以外の移民が多かった中部諸州では強い反発を受けた。

こうした状況の中で南部では、共和派のジェファソンの起草したケンタッキー決議とマディソンの起草したヴァージニア決議が、それぞれの州議会で可決された。両州は「主権」を持つ州としてこれらの連邦法の合憲性を否定して連邦政府に対峙した。その結果、1800年大統領選挙で、南部奴隷主に指導された野党の共和派が勝利し政権を獲得することになる。従来この政変は英仏の二大帝国の角逐の中でいずれと友好関係を維持するかという、やや抽象的な国際政治の次元の問題として捉えられ、そこから派生した国内の言論弾圧と非現実的な移民制限政策に対する全国民的な反発の結果として説明されてきたが、史実はそれほど単純なものではなかった。両党派の外交政策上の対立は、サン・ドマング（後のハイチ）の奴隷叛乱にどう対処すべきかという、奴隷制度を抱え込んでいた合衆国憲法体制の国家原理に係わる大問題であった。南部奴隷主階級にとって、他国のこと

とは言え、独立革命時の同盟国に敵対してまで、奴隷叛乱を積極的に援助して彼らとの貿易を確保しようとしていたアダムズ政権を許す訳にはいかなかったのである^{注35}。

実際、南部の奴隷主階級はサン・ドマングにおける奴隷叛乱による「白人大量虐殺」の報道に深刻な衝撃を受けていた。さらに 1801 年ゲブリエルによる黒人暴動の陰謀が発覚し^{注36}、ヴァージニア州知事ジェームズ・モン

^{注35} Douglas R. Egerton, "The Empire of Liberty Reconsidered," pp. 309-330. 外交官としてベルリンに赴任していたジョン・クインジー・アダムズも、国際権力政治の観点から、逸早くサン・ドマングの独立を期待していた。アダムズ親子は決して黒人の味方ではなかったが、この時点の彼らには南部奴隷主階級の利害や南部人の人種差別意識への配慮もなかった。

この叛乱は世界史上西半球における最初の黒人共和国ハイチの独立へと展開することになる。このハイチ共和国をアメリカ合衆国が承認するのは、「南部連合」が連邦から脱退し奴隷主階級が自らそのヘゲモニーを放棄した後の南北戦争中の 1862 年のことであった。

^{注36} この陰謀については、池本幸三『近代奴隷制社会の史的展開——チェサピーク湾ヴァージニア植民地を中心にして』ミネルヴァ書房（1987 年）、360-401 頁がある。この植民地時代の奴隷制度研究の大作の最終章は独立後「ヴァージニア王朝」確立期のこの奴隷叛乱とその鎮圧の記述である。さらに「エピローグ」では、この時期の大統領たちは「程度の差はあれ、公的にか、私的にか、奴隷制度に反対であった」、「黒人奴隷の廃止を断行しうるものがあつたとしたら、かれらをおいてありえなかったのである」と論じた後、池本はその後「南西部」だけでなく、チェサピーク湾地域においても奴隷制度が発展し続けた事実を指摘している（404-405 頁）。これは当時の「ヴァージニア王朝」聖者列伝に対する再検討の必要を示唆したものと思われる。英帝国内での植民地時代南部植民地の社会と経済の発展がヴァージニア王朝確立を準備していたこと示す研究としては、和田光弘『紫煙と帝国——アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済』名古屋大学出版会、2000 年がある。

なお南北戦争前の米国における「人種」問題の通史論文として、川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会（2005 年）の中に収められた西出敬一「アメリカ史の初期設定と『人種』」と真下剛「奴隷制廃止運動と

ローがこれを鎮圧し、処刑された者の数は16人とも35人とも推定されている。奴隷叛乱に対する恐怖と北部連邦派に対する憎悪が増幅していたのである。

このような経緯の後、1806年から奴隷貿易禁止法案が審議されることになったのである。南北の連邦議会議員たちは、後のミズーリ危機の前哨戦とみなしうるほど真っ二つに分れて対決することになった。北部議員たちは奴隷の国際貿易だけでなく、国内の南西部向けの奴隷の沿岸海上輸送をも禁止することを要求し始めていた。北部議員の奴隷制の害悪についての糾弾に対しては、南部議員たちは団結してこれに対抗する立場に追い込まれた^{注37}。

『人種』がある。従来の通説を根底から批判したものとして高く評価すべきである。特に真下論文の第一節の「奴隷所有共和国の成立」という題名は、本稿題名の「奴隷主国家の出現」という言葉とほぼ近似である（ついでながら、本間長世は先述の『正義のリーターシップ』の第2章の表題では「奴隷保有連邦共和国」という言葉を使っている）。しかし本稿の課題は、人種差別意識の検討ではなく、20世紀の「革新主義史家たちや」や「コンセンサス史家たち」が積み上げてきた米国政治史像を如何に書きかえていくかにある。例えば「1800年の革命」、「1803年のレイジアナ購入」、「1808年奴隷貿易禁止法」、「ミズーリ妥協」、「ジャクソン民主主義」、「ドレッド・スコット判決」等々が何であったかを、いかに一貫した展望をもって画くかの問題である。その点で、真下が使っている「ミズーリ協定」という伝統語法は、初期共和党の党派的立場（南部奴隷主階級とその手先スティーヴン・ダグラスの協定破りを許すな！）を忖度した日本の学界独特の用語法であり、この言葉は真下の史実認識から言っても、もう廃棄処分すべきものである。実際、1953年に出版され今日でもスタンダードの地位を保ち続けている Richard B. Morris, ed., *Encyclopedia of American History* や、先に挙げた1930年のビアードの名著の索引にも、既に「ミズーリ協定」に対応する言葉としては“Missouri Compromise”以外には見当たらなくなっているからである。このような訳語は、「奴隷所有共和国」憲法史上の「ドレッド・スコット判決」の位置づけを誤らせることになる。

^{注37} Matthew E. Mason, “Slavery Overshadowed: Congress Debates Pro-

とはいえ、南部議員たちにとっても、州際奴隷売買はさておくとして、奴隷の国際貿易禁止を必要とする新たな状況が生まれていた。ナポレオン戦争の主な舞台の一つであったカリブ海地域では、サン・ドマングだけでなく各地で奴隷叛乱が相次いでいた。これを鎮圧したカリブ海の奴隷主たちは、奴隷が単なる叛乱分子ではなく、彼らの貴重な私有財産でもあったため、すべての叛乱奴隷を処刑するわけにはいかなかった。かといって叛乱を不問に付して従来通り自己の農場で働かせるわけにもいかず、これを売却して他地域に輸出しようとした。もちろんアメリカ合衆国もその輸出先であった。輸入させられる側の奴隷主階級にとって、彼らは甚だ迷惑な危険分子であった。奴隷叛乱を恐れる奴隷主たちにとって、国際奴隷貿易の継続は必ずしも好ましいことではないという認識が強まった。こうした状況の中で南部奴隷主階級は『独立宣言』草稿の精神を継承して奴隷貿易を禁止し、同時に南部奴隷主階級にとって国内州際奴隷売買の自由の原則を断固として堅持する議会戦略を採用し、これに成功したのである。ジェファソンらチェサピーク湾の大奴隷主階級にとって1808年奴隷貿易禁止法で失うものは、ほとんどなかった。後のジェファソンらが徹底的に抵抗したミズーリ妥協の36度30分条項と違って、この事実こそがヴァージニア・プランター主導の下に1808年奴隷貿易禁止法が全会一致で成立させる客観的前提となったのである^{註38}。

hibiting the Atlantic Slave Trade to the United States, 1806-1807," *Journal of the Early Republic*, Spring, Vol.20. No.1, pp. 59-81.

^{註38} Mason, "Slavery Overshadowed", pp. 77-81. メーソンの論文は、この全会一致の理由をナポレオン戦争中の西部におけるアーロン・バーの「陰謀」等、国の内外の不安定な状況が、これ以上の南北対立を許さなかった点を強調している。しかし彼は南北対立を強調するあまり、奴隷貿易を必要とせず、むしろこれに批判的であったジェファソンを初めとするヴァージニア・プランターの指導力を過小評価しているように思われる。

国際奴隷貿易禁止に関しては全会一致であったものの、この法案の中の40トン以下の船舶による国内の沿岸奴隷取引を禁じる規定は南部の反対を押し

但しこの奴隷貿易禁止法は憲法改正ではなく議会立法である。奴隷貿易は憲法上、必要とあれば議会立法によっていつでも復活できるものであった。ヴァージニア・プランターの指導力が全国政治の場と南部全体の奴隷主階級内部で低下した1840年代後半以降、新たな奴隷貿易再開運動が綿花ブームの中で拡大発展しつつあった低南部の奴隷主階級を中心に展開されることになる。

実際、低南部奴隷主階級は連邦脱退による南部連合結成後、これを復活しようとした。彼らの憲法観からすれば、奴隷貿易の再開は決して合衆国憲法の理念に反するものではなかったのである。しかし彼らの新たな南部連合の憲法でも、海外からの奴隷輸入の再開は断念することになった。彼らはヴァージニアを中心とした高南部の奴隷主階級の南部連合への加担を期待していたからである。この期に及んでもヴァージニア州の大プランターの奴隷制存続戦略は尊重されたのである。この判断は、南部奴隷主階級にとっての最大の綿花市場であると同時に、奴隷貿易取り締まりのための国際警察官の役割を演じていたパクス・ブリタニカ時代の大英帝国との敵対を回避するためにも合理的な選択であった。

4. ジェファソンの「農民共和国」論

憲法制定後、全国民的信任を得て初代大統領に就任したのは、全米大陸

切って63対46の投票差で挿入された。Fehrenbacher, *The Slaveholding Republic*, p. 147; メーソンによれば、南部の反対理由はチェサピーク湾より南へ向けての沿岸奴隷取引の大半が40トン以下の船舶で行われていたからであった。ただ高南部からはこの条項を支持するものが出ており、これがこの法案の通過に貢献した。Mason, "Slavery Overshadowed", pp. 70-71. この条項が国内の奴隷取引をどの程度、制約することになったのか、またこの条項に対する高南部と低南部との対応の違いは十分に説明されていないように思われる。この条項にも係わらず、メキシコ湾岸地域への黒人奴隷の大量移動がその後の歴史の中で進行したからである。

軍総司令官として対英独立戦争を勝利に導いたジョージ・ワシントンであった。彼の個人的な野心や才能は別として、彼が総司令官に任命されたのは、彼がヴァージニア植民地の大プランターの富と威信に支えられていたからのことであり、この前提条件がその指導力を発揮させるのに貢献し、また彼が大統領として信任された理由でもあった。地方政治は別として、少なくとも建国後一世代の間の連邦政治においては、植民地時代以来の名望家政治が支配した。これは所謂「共和主義論争」を経た今日でも通説である。奴隷制大農園主こそが、生産労働や日常的ビジネスから解放され、しかも土地と奴隷という莫大な恒産を所有しているが故に、政治に私利を持込まないですむと期待されていたという点で、連邦政治をゆだねる名望家としては最も相応しい人々であった。これがワシントン政権から「ヴァージニア王朝」末期までの36年間のうち32年間も奴隷主大統領が続いた理由の一つでもあった。

ただ憲法制定以後、18世紀末のワシントンから父アダムズまでの連邦派政権の下で、連邦政治を指導したのは財務長官アレキサンダー・ハミルトンであり、彼の合衆国銀行設立等の経済政策やその親英外交政策は、南部奴隷主階級ではなく北部の商人資本家階級の利害を代表するものであった^{註39}。独立直後の国家信用の確立が最重要課題であった当時においては、南部の奴隷主階級といえども、北部の商業・金融業利害への屈服を余儀なくさせられたのである。このような状況下で連邦政府を統括したワシントンは、ハミルトンが指導する連邦派政治に徹底的に抵抗したジェファソンと違って、ジェファソンが指導する南部奴隷主階級だけでなく、奴隷制度そのものに対する批判を強め、1800年遺言によって自己の所有する奴隷をすべて解放してこの世を去った。これは、『ヴァージニア覚書』中でのその饒舌な「奴隷制批判」にもかかわらず、死後も、奴隷を解放しなかったジェファソンとはあまりにも対比的である。近年の「ジェファソン・バッシン

^{註39} ハミルトンの経済政策については、田島恵児『ハミルトン体制研究序説』勁草書房、1984年。

グ」といわれるほどのジェファソン神話破壊が続く中で^{註40}、彼の遺言は逆に相対的にワシントン再評価の学界動向を生み出している^{註41}。しかし彼が生前、奴隷所有者として国民の信任を得て、国家を統治したという事実に変わりはない。国家統治者としての南部奴隷主階級の威信は連邦派政権の下でも生きていたのである。

奴隷主大統領が続いていた中で商人資本家階級の利害を実現しようとした連邦派政権の時代の政治を、国家のヘゲモニーを誰が掌握していたかという、歴史的かつ長期的観点から見て、どのように理解すべきか。この点に関する説得力ある説明は、日本ではこれまでなかったようである。この点で示唆を与えてくれるのは多分、斎藤眞の『アメリカ独立革命史研究』（1992年）である。斎藤はトマス・ジェファソンとアレキサンダー・ハミルトンとの国家構想の違いを「大陸国家」と「海洋国家」とに類型化し、これをその後のアメリカ外交政策の二つの「理念型」として提示して次のように説明している。「ハミルトンの類型は、彼自身と同じく18世紀末のアメリカにとっては早熟であった。アメリカの内なる自然(内陸)、アメリカを囲む自然(大洋)は、ジェファソンの原型を、当時の時点にあっては、より現実的なものとした。少なくとも、南北戦争までは、ジェファソンの国内構想(農民共和国)も対外構想(脱欧と大陸国家)も現実的であり、アメリカ人一般の心情に合致したものであった。南北戦争後、ハミルトンの国内構想(工業化)は現実化するが、対外構想(入欧と海洋国家)の現実化は、19世紀末を待たねばならず、対外政策に関する限りは、ジェファソンの原型が残った」^{註42}。この分析は、17世紀以来のアメリカの政治社会の

^{註40} この行き過ぎの傾向に対してウィレンツは反発を示している。Sean Wilentz, "The Details of Greatness," *The New Republic*, March 29, 2004, pp. 27-35.

^{註41} 本間長世『共和国アメリカの誕生——ワシントンと建国の理念』NTT出版、2006年。

^{註42} 斎藤眞『アメリカ独立革命史研究』、396頁。

特質を、大西洋によってイギリス本国から遠く隔てられて自律的に発展したという、ヨーロッパとは異なる歴史的事情に求める斎藤独特のアメリカ史論の真髄である。出版後15年を経た今日でも、恐らくこのアメリカ史論に魅せられる人は少なくないと思われる。「ジェファソンの原型」の方が「当時の時点にあっては、より現実的」であったという斎藤の歴史認識には異論の挟みようがない。

問題はジェファソンの国内構想（農民共和国）にある。斎藤の言う「農民共和国」とは何かである。日本のイギリス経済史家たちは、18世紀後半以降のイギリスのファーマーは資本主義的借地農であると説明してきた。つまり他人の労働力を雇傭して農場経営を行っている企業家がファーマーであった。歴史的環境を異にする19世紀のアメリカ合衆国の北部では大量の他人の労働力を雇傭する農場経営は少なく、家族労働を中核とする農場経営が一般的であった^{註43}。しかし南部では奴隷という他人の労働を使役す

^{註43} 但し同じ家族労働中心とはいえ、19世紀前半の北部農業は18世紀の自給自足性格の強い北部農業とは異なり、著しい変貌を遂げていた。平出宣道は所謂「農民層分解論」として、岡田泰男は農家の個別地域の実証研究を通じて、19世紀前半の北部農業における雇傭労働の増加傾向を析出している。勿論、両氏ともこれをもって当時の北部の農家経営が小生産者段階を脱して資本主義的企業体に発展したとまでは主張していない。平出宣道『アメリカ資本主義成立史研究』岩波書店（1994年）第2章、岡田泰男「19世紀中葉・アメリカ東部の農村構造——ニューヨーク州セネカ郡」『三田学会雑誌』93巻4号2001年。

しかしこのような雇傭労働に依拠する富農たちが、「市場革命」の展開の中で、大小諸都市に起源を持つ「中産階級的」政治文化の農村地域への浸透の担い手となり、共和党のリンカンが自己の政治哲学をこのような人々に訴えようしていた点は指摘しておくべきであろう。リチャード・ホフスタッター「エイブラハム・リンカーンと独立独行の神話」『アメリカの政治的伝統』岩波書店（1959年）、129-195頁。Paul E. Johnson, *A Shop Keeper's Millenium: Society and Revival in Rochester, 1815-1837*, New York, 1978, and "The Market Revolution," Mary K. Cayton, Elliot J. Gorn, and Peter W. Williams, eds., *Encyclopedia of Social History*, vol. I, New York, 1993, pp.

る農場経営者が農村社会を支配していた。イギリス人と同じ英語国民であるこのような奴隷制農園主が、政治的效果を意識して自らをファーマーを名乗ったとしても決して身分詐称とは言えなかった。ジェファソン及びヴァージニアにおけるジェファソンの追随者にとって、奴隷を使って農場経営を行っている企業家もまた政治言語上のファーマー（農民）でありえたという事実をどう理解するかである。実際、奴隷主アンドルー・ジャクソンが1832年、合衆国銀行特許延長法案に拒否権を行使し、「農民と職人と労働者」に彼らの支持を呼びかけた時、その「職人」の中に他人を雇用する職人企業家が含まれていたのと同様に、「農民」の中には奴隷を所有する農民、つまりプランターも含まれていたのである^{註44}。例えば、多少とも土地に対する先行投資に手を染めていた内陸地方のいわゆる「中小プランター」の場合、彼らが商取引、銀行融資、姻戚関係等々のビジネスや社交とに関わる際には、プランター階級の活力ある一員としての社会的認知が重要であった。しかしそのために連邦下院議員に立候補する段になると、プランターではなくてファーマーの代表を自称した方が有利になる政治状況が展開していた。このような中小プランター政治家像はジョン・C・カルフーンの初期の経歴に関する斎藤眞の若き日の未完論文の記述とも一致しているように思う^{註45}。ジェファソンやジャクソンはこのような人々のメ

54-60. 安武秀岳「『市場革命』再考——経済史から学ぶために」『アメリカ経済史研究』創刊号, 2002年。

^{註44} 生産・流通構造が急激に変化し、選挙権が急速に拡大しつつあった19世紀前半のアメリカ合衆国のような社会では、人間の社会的地位を示す単語の、社会経済的身分意識を示す意味と、政治扇動のための身分意識を示す意味とが機能的に分化し、しかもそれらがしばしば、意識的あるいは無意識的に混同して用いられるようになった。社会史家たちは“farmer,” “planter,” “mechanics,” “laborer,” “master,” “working man”等々の言葉の意味の理解やその訳語に頭を悩まして来た。政治史研究でもそれらの言葉の含意を、文脈と政治的機能に即して、慎重に検討する必要があるように思う。

^{註45} 斎藤眞「J・C・カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム」

ンタリティーを理解し、彼らを動員する才能に恵まれていたのである^{注46}。

20 世紀の米国歴史学界では、フレデリック・ジャクソン・ターナー以来この点が曖昧にされてきた。従って、アンドルー・ジャクソンは南部プランターの代表ではなくて、西部の「独立自営農民」のチャンピオンだったわけである。さすがにジャクソンに関しては、既に 60 年前の A・M・シュレシジャーの『ジャクソンの時代』以後多くの研究によって批判され、独立自営農民のチャンピオンとみなす考え方は、一部にその影響が認められるものの^{注47}、ほぼ完全に否定されたといつてよい。

しかし斎藤の言うジェファソンの「農民共和国」構想の実態は何であったのか。そのプランター利害との結びつきが本格的に検討され始めたのは、この数年のことである。日本におけるジェファソン専門の研究者と言えば、明石紀雄しかいないが、彼はそのライフワークとも言うべき『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」』（1993 年）の中で、この「自由の帝国」という理念は「当然、独立した自営農民がその主要な構成要素になる」と説明していた^{注48}。そこではジェファソンが奴隷主であったという事実とその結果としての彼の 18 世紀的限界は一応指摘されていたが、そのことの持つ意味

（一）（二）『国家学会雑誌』74 巻，11・12 号，1960-1962 年，75 巻，1・2 号，1962 年。

^{注46} このような典型的な中小プランター政治家像は、「革新主義史家」チャールズ・セラーズのジェームズ・K・ポーク大統領（在任，1845-1829 年）に関する伝記研究に対する長年の疑問から生まれたものである。セラーズはプランター政治家ジェームズ・ポークの「ジャクソン民主主義」の闘士としての言説を額面通りに評価していた。そこでは、ノースカロライナ大学卒の法律家で、テネシー州で頭角を現したこの政治家のプランターとしての社会的存在と彼の言説との関係はほとんど検討されていなかった。Charles Sellers, *James K. Polk (vol. I): Jacksonian*, Princeton University Press, 1957.

^{注47} Charles Sellers, *Market Revolution: Jacksonian America, 1815-1846*. Oxford University Press, 1991.

^{注48} 明石紀雄『トマス・ジェファソンと自由の帝国——アメリカ合衆国建国史序説』ミネルヴァ書房，1993 年，3 頁。

は深く検討されずに終わっていた。多分、少なくとも1990年代初頭までアメリカの歴史学界の中でも、ジェファソンを独立自営農民の代弁者であったとする歴史認識を再検討し、彼の奴隷所有者としての側面を重視すべきであるという意見はまだ支配的ではなかったようである^{註49}。しかしこの明石が2003年にはジェファソンの混血美人奴隷との間に生まれたとされる「私生児」の問題だけでなく、贅沢三昧・借金まみれのジェファソンの奴隷制農園経営にまで立入って復元している。この新著によって明石がジェファソンに対する共感を捨てたとは思えないが、この著書は近年の研究動向に対する明石の誠実な応答である。

他方、斎藤は、筆者の問題関心に引きつけて理解する限り、日本における独立革命史家の中では、ジェファソンの国内構想（農民共和国）とプランター利害との結びつきを最も鋭く感知していた一人である。引用した文中にもジェファソンの「国内構想」が南北戦争による南部プランターの敗戦によって挫折したことを示唆している箇所がある。斎藤には、南部奴隷主階級を代表する政治家であり、ホフスタッターが政治理論家として最も高く評価した奴隷主イデオログでもあったジョン・C・カルフーンに関する前述の未完論文がある^{註50}。もしこの論文が完結していたら、奴隷主階級と「農民共和国」との関係についての検討が行われた可能性はある。しかし多分、ホフスタッターもそうであるが、多くの多忙な仕事をなした斎藤は、奴隷制に関係する本格的な研究は後学者に委ねることにしたのだと思われる。いずれにせよ、ここで確認しておくべきことは、斎藤の言うジェファソンの「農民共和国」構想こそが建国から南北戦争までの合

^{註49} 安武秀岳「独立革命と南北戦争——連邦・州・民衆」望田幸男他編『西洋近現代史入門』名古屋大学出版会の1999年増補改訂版も、この米国における新たな研究動向は確認しておらず、その2006年の第3版で始めて、ジェファソンに限らず、建国以後南北戦争にかけての時期における奴隷主階級全体の役割が強調されている状況を紹介している。

^{註50} 斎藤「J・C・カルフーン」。

衆国憲法体制を支配したのであり、勿論、これを指導したのは南部の大プランターであったということである。

最後に「1800年の革命」による南部奴隷主階級の連邦政治におけるヘゲモニー確立を示す基礎的統計数字を提示しておく。これは1796年から1816年までの大統領選挙に際して、連邦派と共和派とが各々、北部自由州と南部奴隷州において獲得した大統領選挙人票の数である。1796年は両党派の対立が大統領選挙人の数の上に最初に表面化した年であり、1816年は両派で争われた最後の大統領選挙である。なおこの表はこの両派の獲得した大統領選挙人数を『合衆国選挙年鑑』^{註51}に依拠して、自由州と奴隷州に区分して組み変えたものである。

党派対立の南北地域的支持基盤分布 —— 大統領候補者別選挙人獲得票数

1796 年選挙	得票総数	自由州	奴隷州
ジョン・アダムズ (F)	71 票	59 票	12 票
トマス・ジェファソン (R)	68 票	14 票	54 票
1800 年選挙			
ジョン・アダムズ (F)	65 票	53 票	12 票
トマス・ジェファソン (R)	73 票	20 票	53 票
1804 年選挙			
チャールズ・ピンクニー (F)	14 票	14 票	0 票
トマス・ジェファソン (R)	162 票	86 票	76 票
1808 年選挙			
チャールズ・ピンクニー (F)	47 票	39 票	8 票
ジェームズ・マディソン (R)	122 票	50 票	72 票
1812 年選挙			
デュウィット・クリントン (NR+F)	89 票	80 票	9 票

^{註51} *Congressional Quarterly's Guide to U. S. Election*, vol.1, pp. 720-728.

ジェームズ・マディソン (R)	128 票	40 票	88 票
-----------------	-------	------	------

1816 年選挙

ルフス・キング (F)	34 票	31 票	3 票
-------------	------	------	-----

ジェームズ・モンロー (R)	183 票	93 票	90 票
----------------	-------	------	------

(F) は Federalists 連邦派, (R) は Republicans 共和派

(NR+F) は Northern Republicans 北部共和派の一部と連邦派との連合

1828 年選挙

アンドルー・ジャクソン	178 票	73 票	105 票
-------------	-------	------	-------

ジョン・クインジー・アダムズ	83 票	74 票	9 票
----------------	------	------	-----

まずこの表を見て最初に注目すべきことは、共和派の最も強固で安定的な支持基盤が奴隷制南部にあったこと、そのことの必然的結果として連邦派はこの時期一貫して南部にはほとんど支持基盤を持たなかったという事実である。この時期、連邦派で唯一大統領に当選したジョン・アダムズでさえ、1796 年の彼の獲得選挙人数の 71 票のうち奴隷州の選挙人はわずか 12 票にすぎなかった。他方トマス・ジェファソンが大統領に当選した 1800 年選挙では、彼の獲得選挙人数の 68 票のうち、奴隷州以外の自由州から獲得した選挙人票はわずか 14 票にすぎなかった。その後一般的趨勢として共和派が連邦派を圧倒し、1816 年選挙を最後に連邦派を全国政治から放逐して、いわゆる「好感情の時代」を現出することになる。しかしこの期間を通じて共和派の最強の支持基盤は南部奴隷州にあり、連邦派の支持基盤は北部自由州（特にニューイングランド地方）にあるという政治地図は全く変化しなかったのである。その後、第 2 次政党制確立の画期となった 1828 年大統領選挙では、南部奴隷主主導の共和派政権復活運動の結果として、アンドルー・ジャクソンが北部出身大統領ジョン・クインジー・アダムズを打倒して勝利を収めた。その選挙人獲得数は共和国初期のパターンを見事に再現したのである。

この事実は、「1800 年の革命」以後の米国連邦政治史は民主主義の発展の

歴史の枠組みの中で画くべしという，フレデリック・ジャクソン・ターナー以来，20 世紀の多くの革新主義史家たちの固定観念の再検討を迫るものである。既に本稿の冒頭でショーン・ウィレンツの最近の業績に関して言及したように，今日のアメリカ民主主義発展史学は労働史研究の成果に大きく依拠している。従って以下，労働史研究の成果を追う形で研究史を再検討して本稿を閉じる。

5. アメリカ民主主義発展史学の再検討

「アメリカ民主主義の勃興」に対する 19 世紀前半の北部都市の労働民衆の貢献を強調する研究としては，一般には，A・M・シュレスインジャー二世の『ジャクソンの時代』（1945 年）がその元祖であるとされている^{註52}。しかしこれはターナー，ビード以来の革新主義史家たちが創造してきた伝統である。1919 年，フレデリック・ジャクソン・ターナーの指導を受けたウィリアム・トリンブルは，『アメリカン・ヒストリカル・レビュー』誌上に，「ロコフォコ派の時代におけるニューヨーク民主党の分裂傾向」^{註53}を發表した。ロコフォコ派とは労働運動指導者をも巻き込んだ民衆的政治運動で，1830 年代後半に一時，民主党の中で分派行動を起こし，間もなくニューヨーク市民主党主流に復帰した党派である^{註54}。トリンブルはこの論文の冒頭で，「ロコフォコ」派を研究テーマに選んだ理由を，ターナーの示唆に基づくものであると注記している。20 世紀初頭のコモンズ学派による労働史

^{註52} Schlesinger, *Age of Jackson* (1945).

^{註53} William Trimble, "Diverging Tendencies in the New York Democracy in the Period of the Locofocos," *American Historical Review*, XXIV (April 1919), pp. 396-421.

^{註54} Richard Hofstadter, "Andrew Jackson and the Rise of Liberal Capitalism," *American Political Tradition and the Men Who Made It* (New York, 1967: original 1948), pp. 45-46; R. ホーフスタッター著，田口富久治・泉昌一訳「アンドルー・ジャクソンと自由主義的資本主義の興起」『アメリカの政

研究の総合的研究成果^{註55}がほぼ完成した時期でもあり、「フロンティア学説」の創始者のターナー自身がアメリカ民主主義発展史構想^{註56}の中にその担い手として西部の独立自由農民だけでなく、東部の労働者階級をも組み込む必要を認識し始めていたと見てよい。しかし驚くべきことに、弟子トリンブルはその論文の中でこの党派を初期「プロレタリアート」の運動であると期待をこめて記述した^{註57}。

米国を代表するこの歴史学雑誌に掲載された論文で、第一次大戦以前の二大政党の一分派を「プロレタリアート」の運動と規定し、それを積極的

治的伝統』I (岩波書店, 1959年), 60-92頁; 安武秀岳「ロコフォコ論——学説史的検討」総合研究「アメリカ社会におけるコンフォーミティの形成」研究会『研究報告』I (1968年), 「ロコフォコ派の分裂と『独占問題』——ジャクソニアン急進派の『自由銀行プラン』の検討」小林栄三郎先生・今来陸郎先生還暦記念『西洋史学論集』(1968年)。

^{註55} John R. Commons and Associates, *Documentary History of American Industrial Society*, 11 vols (Cleveland, 1910-1911); John R. Commons and Associates, *History of Labour in the United States*, 2 vols, (New York, 1918).

^{註56} 周知の如くこの構想は、1893年シカゴ万国博覧会の年に、ナショナリズム高揚の只中のこの地で開かれた米国歴史学会創立大会において「アメリカ史におけるフロンティアの意義」という題名で報告された。ここで注意を喚起しておきたいことは、それ以前の19世紀後半の世論を指導していた知識人たちにとって、「民主主義」の党はリンカンに敵対した党であり、ニューヨーク市「タマニー・ホール」のボス・ツイードに代表されるような、文字も碌に読めない移民票を買収する汚職政治家たちの党であり、猟官者たちの集団であった。知識人たちの祖国は「共和主義」の国であって、決して「民主主義」の国ではなかったのである。後に言及する如く歴史家ターナーは、民主党大統領ウィルソンが国家指導理念を「共和主義」から「民主主義」へと転換させる知的環境を準備したのである。

^{註57} 同年にはロコフォコの役割を強調した研究として, Dickson Ryan Fox, *The Decline of Aristocracy in the Politics of New York, 1801-1840*, ed. by Robert V. Remini (New York 1965: original edition, 1919)も出版された。

に評価した例は多分存在しない。米国における社会主義の不毛を強調した1950年代のルイス・ハーツに言わせれば、これは全くのナンセンスであった。しかしロコフォコ派の中にはトマス・スキドモアの指導の下に1829年に結成されたニューヨーク市勤労者党の残党が流入していた。しかも初期マルクスがこの勤労者党を自己の社会主義思想の先駆であると考えていたことが、1960年代になって実証された。従ってロコフォコ派を初期プロレタリアートの運動とみなすことに全く根拠がなかった訳ではない^{注58}。

とはいえ、この論文は第一次世界大戦直後という特異な時代の産物であった。1916年選挙でウィルソン大統領は第一次世界大戦に対して中立堅持の政策を掲げて再選を果たした後まもなく、「世界の安全の確保こそが民主主義にとっての喫緊の課題である」^{注59} という大義名分を掲げて対独参戦

^{注58} 安武秀岳「初期マルクスのプロレタリア概念の形成とトマス・スキドモア——アイゼナハ時代のアメリカに関する未公刊抜書きノートから」『愛知教育大学研究報告』第27輯（人文・社会科学，1978年）；安武秀岳「トマス・スキドモアとその思想——米国産業革命期におけるラディカリズムの追求」『西洋史学』129号，1983年。安武は『西洋史学』論文でハーツがスキドモアを一面的に理解し、ロック主義の大枠に括りこんでいる点を指摘している。なおスキドモアに関する最初の歴史研究論文が公刊されたのは1954年のことであった。Edward Pessen, “Thomas Skidmore: Agrarian Reformer in the Early American Labor Movement,” *New York History*, XXV (July, 1954), pp. 280-296.

^{注59} 「世界は民主主義のために安全にしなければならない」というのが、この演説の名文句“The world must be safe for democracy”の定訳のようである。高橋章「革新主義と帝国主義」野村達朗編著『アメリカ合衆国の歴史』ミネルヴァ書房，1994年，西崎文子『アメリカ外交とは何か——歴史の中の自画像——』岩波新書，2004年，77-107頁。中野耕太郎「戦争とアメリカ化——第一次大戦と多元的国民国家統合」上杉忍・巽孝之編著『アメリカの文明と自画像』ミネルヴァ書房，2006年も参照。なお、この文章は米国大統領がデモクラシーという言葉が公式の文書で肯定的な意味で使った最初の事例だとされている。

に踏み切った。政府の言論弾圧もあって国内世論の大半は戦時中これを支持したが、このウィルソンのあまりにも突然の君子豹変振りには、素直に追従できない人も少なくなかった。反戦活動のため投獄されていた社会党のユージン・デブスは、1920年、獄中から大統領選挙に立候補し、90万もの票を獲得した。当時ロシアで、ドイツで、ハンガリーで「プロレタリアート」が決起していた。しかも1919年という年は、国内では永年の「組合なき時代」の中で呻吟していたUSスチール会社の鉄鋼労働者が、長期の大ストライクを敢行し、民主党大統領ウィルソン自身も、その收拾のため介入しようとしたが目的を果たさず、結局労働者側の敗北に終わった。当時の知識人たちは、「アメリカ民主主義」とは何か、改めてその歴史的再検討を迫られていた。「ジャクソン民主主義」の担い手を労働者階級に求める学問的研究はこのような騒然たる状況の中で始っていたのである。しかしそれだけに終らなかった。

代表的革新主義史家チャールズ・A・ビアードは、このような学界動向を受けて、『アメリカ文明の勃興』（1830年）の中で「ジャクソン民主主義——農民・労働者政党の勝利」という一章を設けている^{註60}。「ジャクソン民主主義」の担い手を西部の独立自営農民に求める所謂「ターナーのフロンティア学説」は大きく修正されたのである。実際ターナー自身、大不況の真只中の1935年に出版された遺作の中で、この弟子のトリンブルの論文を組み込んでおり、この遺作はもはや彼本来のフロンティア学説の枠組みには収まりきれなくなっていたのである^{註61}。自動車・鉄鋼業等の基幹産業におけるCIO（産業別労働組合会議）結成の胎動が始っていた当時の歴史的文脈の中で回顧してみると、未来のアメリカ民主主義は労働者階級に託されようとしていたかの如くである。勿論これは、若き日のL・M・ハッカーのようなマルクス主義者たちの「フロンティア学説」批判に応えてのもの

^{註60} Beard, *The Rise of American Civilization*, pp. 542-580.

^{註61} Fredeick Jackson Turner, *The United States, 1830-1850* (Glouceter, Mass. 1958: original 1935), pp. 125-130.

でもあった^{註62}。

しかしロシアに始った「世界革命」の波は、スターリンの独裁と「一国社会主義」という形で収束し、他方 1830 年代のニューディール改革の「成功」によって、多くの知識人が資本主義体制内での労働運動の改革的役割を歴史的に位置づけることが出来ると確信するようになった。この期待に応えたのがシュレシンジャー二世であった。彼はニューディール改革を支えた労働運動の先駆をジャクソンを支持した東部労働者に求めたのである。他方、労働者階級、特にアメリカの労働者階級政党の担い手としての「プロレタリアート」に対するラディカルたちの期待は消失した。こうした知的環境変化の下で、第二次世界大戦中に研究者として出発した「コンセンサス史家」リチャード・ホフスタッターは、カール・マルクスの社会思想分析の手法を使って、このロコフォコ派は「プロレタリアート」とは対極にある新興の企業家たちの運動であったとして「革新主義史家たち」を批判した^{註63}。さらに労働史家エドワード・ペッセンはホフスタッターの革新主義史家批判を継承し、『ジャクソン時代のアメリカ』（1978 年）を著わして、当時の学界動向を代表する社会史的総合を試みた。二大政党の対立を金権勢力か労働民衆かという革新主義史家たちの単純な二項対立的な図式で説明する歴史記述構想は否定され、労働者階級を含めた諸々の疎外された集団にとって、この時代の「政治改革」がどのような意味を持っていたかが改めて問われ始めていた。公民権運動の後でもあり、とりわけ黒人

^{註62} L. M. Hacker, "Section — or Classes," *the Nation* 137 (July 26, 1933), pp. 108-110, edited in George Rogers Taylor (ed.), *The Turner Thesis Concerning the Role of the frontier in American History* (Boston, 1956), pp. 19-33.

^{註63} Richard Hofstadter, "William Liggett, Spokesman of Jacksonian Democracy," *Political Science Quarterly*, LVIII (1943), pp. 581-94; Hofstadter, *America Political Tradition*, pp. 45-46: ホーフスタッター『アメリカの政治的伝統』I, 60-92 頁; 安武「ロコフォコ論——学説史的検討」; 安武「ロコフォコ派の分裂」。

奴隷にとって「ジャクソン民主主義」が何であったのかは避けて通れない問題となった。ペッセンはリチャード・H・ブラウン説^{註64}を踏まえて、「ジャクソニアン・デモクラシーは奴隷制の味方であった」し、「疑問の余地のないことは、ジャクソニアン・デモクラシーが南部志向性と南部的性格を持っていたことである。ドレッド・スコット判決がその最高幹部の一人の作品であったのは決して偶然な事ではない」と断定している^{註65}。となると革新主義史家たちによって「ジャクソン民主主義」を支持したとされる白人労働民衆と奴隷制との関係如何が問われることになる。

近年の所謂「ホワイトネス研究」を代表するローディガーは、ジョージ・ヘンリ・エヴァンズのような労働運動に最も近いロコフォコ派の指導者たちが一般論としては奴隷制反対を主張していたにもかかわらず、「黒人奴隷制」反対よりも、北部の「金権勢力」が生み出した「賃金奴隷制」あるいは「白人奴隷制」に対する反対を優先し、現実の政治運動の中では北部内の「金権勢力」と対決するため南部奴隷主階級との政治同盟に組み込まれてしまっていた状況を手厳しく指摘している^{註66}。

このような研究動向の中で革新主義史学に立ち帰ったウィレンツの新著は上記のホフスタッターらの「企業家説」とリチャード・H・ブラウンやローディガーらの「親奴隷制説」の双方を批判している。「企業家説」批判に関しては十分ではないにしろ、これを支持する有力な研究もある。しかし「親奴隷制説」批判に関しては、民主党支持の労働者に対してあまりにも弁護的で説得力が弱い。その原因は彼がこの時期の奴隷主階級の指導力、即ち、連邦政治における彼らのヘゲモニーを過小評価している点にある。

^{註64} Edward Pessen, "The Jacksonian Pro-Slavery Party," *New Perspective on Jacksonian Parties and Politics*, Boston 1969, pp. 272-289.

^{註65} Edward Pessen, *Jacksonian America*, The Dorsey Press, 1978, pp. 301-303.

^{註66} Roediger, *The Wages of Whiteness*, pp. 65-87, ローディガー, 『アメリカにおける白人意識』, 112-156 頁。

ウィレンツの「コンセンサス史家」批判の先駆となったジョン・アシュウォースの『「アグレリアンズ」と「アリストクラッツ」』（1983年）と題する研究がある^{註67}。しかし「アメリカン・デモクラット」ではない英国人アシュウォースは、その後の研究で連邦政治における奴隷所有者階級の指導的役割を重視し、ウィレンツと違ってジャクソン派を「機能的には」「親奴隷制的」であったと断定している^{註68}。ホフスタッターの「企業家説」にはなお再評価すべきものが残っていると思われるが^{註69}、本稿ではジャクソン派が「親奴隷制的」であったという点で、このアシュウォースの見解を支持することになったのである。

革新主義史家たちの画くジャクソン時代史像の歴史学としての最大の問題点は、20世紀に成熟した民主主義理念の原型を19世紀前半の過去に求める民主主義政治運動発展史であって、当時、誰が現実には支配していたかという国家論の欠如にある。かつて斎藤眞は平凡社の『世界大百科辞典』（1957年）の「ジャクソニアン・デモクラシー」の項目で、「大衆の政治参加が公に認められることによって、逆に支配・被支配の現実認識がくもらされ、一元的社会の神話の支配が支配的になる基礎がつくられていった」と書いた。多分これは、斎藤のアメリカ民主主義論であると同時に、革新主義史家たちに対する批判でもあった。しかし彼自身、当時の学界動向を踏まえて新興の企業家の支配が始っていたことを示唆しながらも、誰が支配していたかを明確に記述することはさし控えていた^{註70}。彼のこの卓見か

^{註67} John Ashworth, 'Agrarians' & 'Aristocrats': Party Political Ideology in the United States, 1837-1848, Cambridge University Press, 1983.

^{註68} John Ashworth, *Slavery, Capitalism, and Politics in the Antebellum Republic, Volume I: Commerce and Compromise, 1820-1850*, Cambridge University Press, 1955, pp. 311, 315.

^{註69} 安武秀岳「初期米国史展望——『ジャクソンの銀行戦』に関する研究史の回顧から——」『北海学園人文論集 26・27号合併号, 2004年3月。

^{註70} この百科事典に掲載された斎藤の小論は、ホフスタッターの「企業家説」を、彼一流の政治学によって抽象化した上で日本で最初に紹介したものであ

ら50年後の現在までの研究史を踏まえあえて総括すれば、「ジャクソン時代」とは、北部における新興企業家の台頭の時代であると同時に、北部の多くの白人民衆にも支持された「民主主義的」黒人奴隷支配体制が完成を迎えた時代であったということになる。

り、その後のジャクソン時代史研究の指針の役割を果たした。ホフスタッター
の名著、田口富久治・昌一訳『アメリカの政治的伝統』I（1959年）の翻訳
は、「訳者まえがき」によれば、「再三再四長時間にわたる疑点の質問に」対
する斎藤の「御教示」を得て、出版されたとのことである。